

学校における動物飼育について

小学校学習指導要領 第2章

第5節 生活

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年及び第2学年〕

- (7) 動物を飼ったり植物を育てたりする活動を通して、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもって働きかけることができ、それらは生命をもっていることや成長していることに気付くとともに、生き物への親しみをもち、大切にしようとしている。

小学校学習指導要領解説 生活編(抄)(平成29年7月)

【第3章 第2節 生活科の内容 (7) P45】

どのような動物を飼育し、植物を栽培するかについては、各学校が地域や児童の実態に応じて適切なものを取り上げることが大切である。

飼育する動物としては、身近な環境に生息しているもの、児童が安心して関わるることができるもの、えさやりや清掃など児童の手で管理ができるもの、動物の成長の様子の特徴が捉えやすいもの、児童の夢が広がり多様な活動が生まれるものなどが考えられる。

(参考) 動物の分類 ※中学校学習指導要領解説 理科編(P78-79)の記述を基に作成

脊椎動物(魚類、両生類、爬虫類、鳥類、哺乳類)

無脊椎動物(節足動物(昆虫類、甲殻類など)、軟体動物(貝、イカなど)等)

(参考) ※小学校学習指導要領解説 理科編第3章第1節B 生命・地球(1) 身の回りの生物(P40)より抜粋

「動物についても、アリやカエルなどの様々な種類の動物を観察し、同様に比較する。」

学校における動物飼育について

継続的な飼育・栽培を行うことの意義

(解説P43) 第3章 生活科の内容 (7)

- **長期にわたる飼育・栽培の過程**では、自ら関わっていくことで、児童の感性が揺さぶられるような場面が数多く生まれてくる。しかし、児童を取り巻く自然環境や社会環境の変化によって、日常生活の中で自然や生命と触れ合い、関わり合う機会は乏しくなっている。このような現状を踏まえ、**生き物への親しみ**をもち、**生命の尊さを実感**するために、継続的な飼育・栽培を行うことには大きな意義がある。

(解説P57) 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2学年間にわたっての継続的な飼育・栽培を行うことが特に強調されたのは、前回の改訂からである。これは、**自然事象に接する機会が乏しくなっていること**や**生命の尊さを実感する体験が少なくなっているという児童の置かれた現状**を踏まえたものであるが、今回の改訂においても、引き続き充実を図ることが必要である。
- 児童は、長期にわたる飼育・栽培を行うことで、成長や変化、生命の尊さや育て方など様々なことに気づき、**親身になって世話ができるようになる**のである。

(H元解説)

- 「**自然離れ**」の現象が年々強まっている
- 生活科においては、動植物を育てて楽しみ、自分の生活を充実させていくことが大切なねらい

(H20答申)

- **生命の尊さ**や自然事象について**体験的に学習する**ことを重視すること

(H20解説・改善の具体的事項)

- 自然に直接触れる体験や動物と植物の双方を自分たちで**継続的に育てる**ことを重視するなど、自然の素晴らしさや生命の尊さを実感する指導の充実に配慮する

学校における動物飼育について

飼育活動の変遷

(H元解説・第1学年内容(5)P27)

- どのような動物を飼育し、(中略) **各学校が地域の実態に応じて**、児童の身近にあるものの中から適切なものを取り上げることが大切である。

(H元解説・第2学年内容(5)P37)

- 飼育する動物については、児童が容易に飼育できるような丈夫で成長や動きが観察できるものが望ましい。児童に危害を加えたり、衛生上の問題の起きやすいことが想定できるものは避けることが必要である。

(H11解説・内容(7)P37)

- どのような動物や植物を育てるかは、**各学校が地域や児童の実態に応じて**、児童の身近にあり、継続的に世話をすることができるものの中から、適切なものを取り上げることが大切である。

(H20解説P35・内容(7)P37)

- どのような動物を飼育し、植物を栽培するかについては、**各学校が地域や児童の実態に応じて**適切なものを取り上げることが大切である。飼育する動物としては、身近な環境に生息しているもの、児童が安心してかかわることができるもの、えさやりや清掃など児童の手で管理ができるもの、動物の成長の様子や特徴が捉えやすいもの、児童の夢が広がり多様な活動が生まれるもの、などが考えられる。(H29解説も同様)

学校における動物飼育について

小学校学習指導要領解説 生活編（抄）（平成29年7月）
【第3章 第2節 生活科の内容(7) P46】

（H20解説P35・内容(7)P37）

動物の飼育に当たっては、**管理や繁殖、施設や環境などについて配慮**する必要がある。その際、専門的な知識をもった**地域の専門家や獣医師などの多くの支援者と連携**して、よりよい体験を与える環境を整える必要がある。**休日や長期休業中の世話**なども組織的に行い、**児童や教師、保護者、地域の専門家などによる連携した取組**が期待される。また、地域の自然環境や生態系の破壊につながらないように、**外来生物等の取扱いには十分配慮**しなければならない。

活動の前後には、必ず手洗いをする習慣を付け、**感染症などの病気の予防に努める**ことも大切である。**児童のアレルギー**などについても、事前に保護者に尋ねるなどして十分な対応を考えておく必要がある。

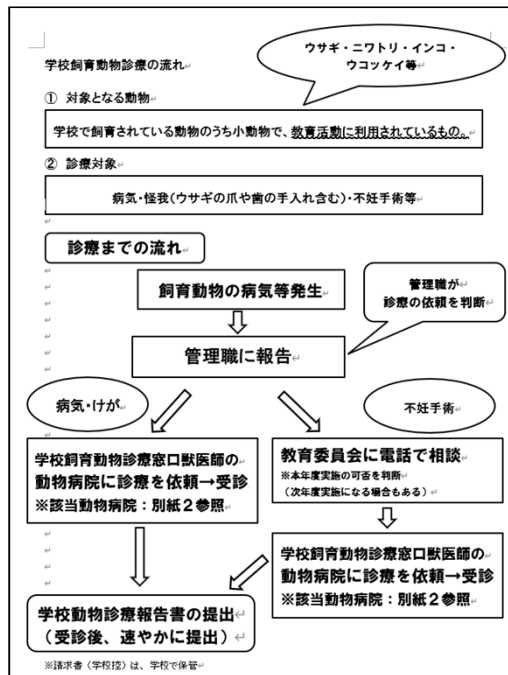
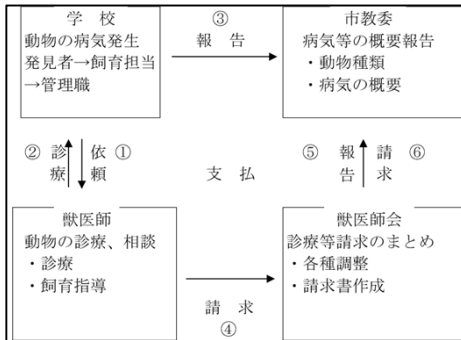
- **管理や繁殖、施設や環境などについて配慮**
→地域の専門家や獣医師などの多くの支援者と連携
- **休日や長期休業中の世話**
→児童や教師、保護者、地域の専門家などによる連携した取組
- 外来生物等の取扱いには十分配慮
- 感染症などの病気の予防に努める
- 児童のアレルギー

学校における動物飼育について

- **管理や繁殖、施設や環境などについて配慮**
→地域の専門家や獣医師などの多くの支援者と連携

A市の取組（スムーズな連携）

市が獣医師会と委託契約を締結し連携することにより、学校で飼育される動物の診療、飼育指導及び飼育相談等を行い、各学校が適切な動物飼育ができるようにした。その際の診療費等は、学校が負担することなく市が獣医師会に支払う。なお、協力体制や事務上の手続きをフローチャートで示すことで、スムーズに連携を図ることができた。



B市の取組（動物園との連携）

B市立〇〇動物園では、期限付きモルモット貸出事業を実施している。学校は、動物園から3匹のモルモットと飼育ケージを借用し2ヶ月半の間、教室内で飼育した。なお、土日の世話は希望する家庭にホームステイした。

C市の取組（動物園との連携）

C市立〇〇動物園では、モルモット・ウサギなど、こども牧場で飼育している動物を学校に貸出した。基本は2週間以上であるが、学習の目的によってはこれに限らないこととした。

• 休日や長期休業中の世話

→児童や教師、保護者、地域の専門家などによる連携した取組

D学校の取組（教職員の負担軽減）

地域の方に、毎朝の飼育小屋の清掃や当番児童との飼育活動をボランティアとして依頼した。また、土日の世話は、親子ボランティアを募って組織し、保護者と児童が協力して世話をした。長期休業中の小動物はホームステイにした。生き物の飼育をしていない家庭からは喜ばれた。

「学校における望ましい動物飼育のあり方」

(文部科学省委嘱研究 日本初等理科教育研究会) 抜粋

第2章 学校における望ましい動物飼育

第1節 動物飼育にあたって

学校における望ましい動物飼育を行うにあたっては、必要かつ十分な条件を整えることが大切である。また、条件整備を行うこと自体も動物飼育の大切な内容でもある。

動物飼育のねらいの実現には、まず学校で動物を飼育する意義や目的について、教科や特別活動等における位置づけや指導の基本との間で明確にし、飼育に対する考え方をしっかり持たなければならない。次に、それを保護者や学校の近隣及び地域の人々に説明し、理解や支援を得るようにする。飼育活動にこれらの人々の意見を反映させることも考えられる。

動物飼育にあたっては、何よりもこうした取り組みが必要である。そして、これを毎年確認し合い、常に新たな気持ちで飼育を続けることが大切である。

2 何を飼育するか

適切な飼育のためには学校や地域の実態に即した動物を選ぶことが望ましい。学校の規模、施設、教職員等、自校の実態を考慮する。また、地域の気候や環境などにも配慮する必要がある。あまり特殊であったり、手間がかかりすぎる動物は飼わないことが望ましい。また、地域でよく飼われている動物は、学校で飼育するにあたっての支援者や協力者等も得られやすい。

学校における動物飼育について

第3節 動物飼育のためのネットワークづくり

①学 校

学校は、動物を飼育する目的や意義、動物飼育に対する考え方を明らかにし、保護者や地域の住民に説明できるようにする。その際、学校の規模、条件、教職員、施設、予算等についての実態を踏まえ、何のために（目的、意義）、どのような動物（種類）を、どの位（数）、どのように（飼育方法、経費、教育課程上の位置付け等）飼育するかについてを明確にする。

また、飼育にあたって、どのような課題があるのかも明らかにして示すことが大切である。必要に応じてP T Aを含めたボランティアを募るなどとともに、地域の獣医師の協力を得るようにする。学校飼育動物の意義、日曜日や祝日、長期休業日、災害時の対応、関係者の連携のあり方などの課題について、教職員、獣医師、P T A、地域ボランティア等を含めて検討会や学習会を開くようにすることが望まれる。

②自治体

学校飼育動物についての実態を把握するとともに、学校飼育動物に関する学校や地域の実情に即した方策を明らかにするとともに、学校と獣医師との緊密な連携体制を構築することや必要な予算措置をすることが望まれる。また、学校と獣医師、地域ボランティア等の連携を密にするためのネットワークづくりを支援することが望まれる。

③獣医師会

地域の獣医師会や獣医師は連絡網などを作成し、これを学校や教育委員会に提示して、常時緊密な連携、対応が図れるようにすることが望まれる。また、飼育動物に疾病の疑いやケガが生じたりした場合、速やかにこれに対応するとともに、定期的な巡回指導などが行われるようにするなど、予防医学に力を入れることも大切である。

④地域ボランティア

地域ボランティアに対しては、連携を緊密にし、土曜日・日曜日や祝日、長期休業日、災害時などについて、必要な協力を求めることが考えられる。

動物愛護の観点

○動物の愛護及び管理に関する法律

<基本原則>

すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定めています。※対象となる動物：哺乳類、鳥類、爬虫類

・家庭動物

家庭や学校などで飼われている動物

・展示動物

展示やふれあいのために飼われている動物（動物園、ふれあい施設、ペットショップ、ブリーダー、動物プロダクションなど）

・産業動物

牛や鶏など産業利用のために飼われている動物

・実験動物

科学的目的のために研究施設などで飼われている動物

動物愛護管理法では、動物の適正な飼養及び管理を確保するため動物の所有者又は占有者の責務等を定め、さらに、環境大臣は動物の飼養保管に関しよるべき基準を定めることができることとされています。同法に基づき、以下の基準が定められています。

学校における動物飼育について

○家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

平成14年環境省告示第37号最終改正：令和2年環境省告示第21号

第1 一般原則

1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等をその命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）するように努めること。

第6 学校、福祉施設等における飼養及び保管

- 1 管理者は、学校、福祉施設等の利用者が動物の適切な飼養及び保管について正しい理解を得ることができるように努めること。
- 2 管理者は、動物の飼養及び保管の目的、学校、福祉施設等の立地及び施設の整備の状況並びに飼養又は保管に携わる者の飼養能力等の条件を考慮して、飼養及び保管する動物の種類及び数を選定すること。
- 3 異種又は複数の動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、その組合せを考慮した収容を行うこと。
- 4 管理者は、動物の所有者等としての責務を十分に自覚し、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること。
- 5 管理者は、学校、福祉施設等の休日等においても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。
- 6 管理者は、飼養及び保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないよう、その予防のための措置を講じるよう努めること。
- 7 管理者は、地震、火災等の非常災害に際しても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。

学校における動物飼育について

衛生管理の観点

○飼養衛生管理基準（農林水産省）

家畜の伝染性疾病の発生を予防するためには、家畜の所有者が日頃から適切な飼養衛生管理を実施することが重要です。家畜伝染病予防法では、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準（飼養衛生管理基準）を定め、その遵守を義務づけています

- ・飼養衛生管理基準の遵守が必要となる動物の種類（下線は家きん）

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥

◎毎年、飼養羽数及び飼養衛生管理状況を都道府県知事に報告すること。

◎飼養場所ごとに飼養衛生管理に係る具体的な手順を記載した飼養衛生管理マニュアルを作成すること。

※各都道府県の家畜衛生部局（家畜保健衛生所）と連携し、高病原性鳥インフルエンザ等の発生防止に万全を期すことが求められる。

（参考）

「教育機関における飼養衛生管理基準遵守の徹底について」

令和3年2月26日付け農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知、令和3年3月1日付け文部科学省事務連絡

「学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び定期報告の実施について」

平成24年9月18日農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知、平成24年9月21日付け教育課程課長通知

学校における動物飼育について

(参考URL)

- ▶ 「学校における望ましい動物飼育のあり方」 文部科学省委嘱研究（日本初等理科教育研究会）
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06121213/001.pdf
- ▶ 「学校飼育動物の診療ハンドブック」（日本獣医師会ホームページ）
<http://nichiju.lin.gr.jp/school/siiku.html>
- ▶ 「動物の愛護と適切な管理 人と動物の共生をめざして」（環境省ホームページ）
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/outline.html
- ▶ 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（環境省ホームページ）
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_r02_21_1.pdf
- ▶ 「飼養衛生管理基準について」（農林水産省ホームページ）
http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html
- ▶ 「各都道府県家畜衛生部局窓口(家畜保健衛生所所在地一覧）」（農林水産省ホームページ）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_kaho/
- ▶ 「動物由来感染症を知っていますか？」（厚生労働省ホームページ）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000155663.html>